

【申出に当たってのチェックリスト】

① 申出書に添付する書類

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

(郵送の場合はコピーを添付してください。)

【必ずご提出いただく資料】

- ☐ 以下のいずれか一つ（申出者の有効期限内の本人確認書類）のコピー
マイナンバーカード（表面（番号の記載がない面））、運転免許証（両面）、在留カード（両面）、障害者手帳、パスポート、健康保険の資格確認書（両面）等の本人確認書類など
- ☐ 申出者本人の「3. 振込先口座」記載の口座情報が確認できる預貯金通帳のコピー、またはキャッシュカードのコピー
- ☐ 申出書添付書類貼付用紙（本人確認書類、振込口座が確認できる書類のコピーを貼り付けて提出）
- ☐ 全世帯員の戸籍謄本（全部事項証明書）
 - ※ 発行から3か月以内の戸籍謄本を添付
 - ※ 当時の氏と現在の氏と異なる場合は、併せて、当時の氏が記載された戸籍謄本を添付
 - ※ 離婚等によって、当時の世帯員が申出者の戸籍から除籍となっている場合、申出者において戸籍の第三者請求により、除籍となった世帯員の現在の戸籍謄本を請求可
 - ※ 保護受給中の場合は、戸籍謄本に替えて保護受給証明書によることも可
 - ※ 追加給付の対象者が、申出先の自治体の窓口に来所して本人確認が取れた場合、戸籍謄本の提出不要
- ☐ 外国人の場合は、全世帯員の住民票の写し
 - ※ 原則として、発行から3か月以内の住民票の写しを添付
 - ※ 保護受給中の場合は、住民票の写しに替えて保護受給証明書によることも可
 - ※ 追加給付の対象者が、申出先の自治体の窓口に来所して本人確認が取れた場合、住民票の写しの提出不要
- ☐ 同意書（追加給付に当たって必要な調査に係る同意）

【必要に応じて提出いただく資料】

- ☐ 「5. 加算等の申出」で必要とされる挙証資料
- ☐ 代理による申出を行う場合は、委任状、本人確認書類、本人との関係を証する書類

② 記載事項

下記をチェックの上、申出をお願いします。

- ☐ 申出者が保護受給当時の世帯主（当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者）となっているか
- ☐ 尾張旭市で保護を受給されていた期間の世帯員が記載されているか
(当該期間に世帯内にいないかたについては、追加給付の対象外となります)
- ☐ 振込口座が申出者本人の名義のものとなっているか
- ☐ 加算等の該当がある場合、該当するかたの氏名や該当期間が記載されているか
- ☐ 連絡先が記載されているか
- ☐ 令和8年7月30日までに尾張旭市福祉事務所に提出可能か